

令和8年 1月 9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 ( 282014 )
地域名 (地域内農業集落名)	香寺町香呂地区 ( 中仁野・中屋・広瀬南・広瀬北 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月21日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

地域内における農地は、基本的に個人農家(農地所有者)が自身の農地で水稻を作付けしているが、その個人農家が離農者の農地を借り受け耕作を行い有効に活用している。しかし、後継者がいない個人農家が多く、今後、安定した農地の維持管理が課題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

今後、個人耕作者が離農した場合に対応できる体制の構築、及び農地を有効活用できる農業者を呼び込めるよう集約、集積を行い、農作業の合理化、低コスト化を目指していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

離農者の所有する農地については、担い手となる農家へ集約することを念頭に地域内で合意形成を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

未整備地区においては基盤整備の実施を検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農地を有効活用できる農業者が参入できる体制の構築を検討する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	✓	⑨耕畜連携等		⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

③スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。

⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、集落内の農地の保全・管理を共同で行う。

⑨地域内の畜産農家との連携を模索する。